

第1号様式(第3条関係)

審査基準・標準処理期間個票

許認可等の名称	教育委員会の保管する自己情報の開示・不開示の決定
根拠法令及び条項	那覇市個人情報保護条例第12条、第12条の2、第12条の3 那覇市個人情報保護条例施行規則第10条の2
審 査 基 準 ○那覇市個人情報保護条例 ○那覇市個人情報保護条例施行規則 <別紙のとおり>	
標準処理期間	14日以内（延長した場合は30日を限度）
所管部署	教育委員会 担当課
更新日	平成27年4月1日

<別紙>

○那覇市個人情報保護条例

(開示を請求する権利)

第 12 条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保管する自己を本人とする個人情報の開示(閲覧、写しの交付等をいう。以下同じ。)を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人が開示請求することができないやむを得ない理由があるものとして規則で定める者(以下「法定代理人等」という。)は、本人に代わって前項の規定による開示を請求することができる。

(開示義務)

第 12 条の 2 実施機関は、前条の規定による開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれる場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令により開示することができないとされている情報
- (2) 個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関する情報であって、本人に知らせないことが正当であると認められるもの
- (3) 開示請求者(前条第 2 項の規定により法定代理人等が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第 5 号において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (4) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 2 条第 1 項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(5) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の事業に関する情報で、開示することにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を不当に害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を当該法人又は個人の事業活動から生じるおそれがある危害から保護する必要がある場合を除く。

(6) 開示することにより、次に掲げるおそれその他の実施機関又は国等の公正又は適正な職務執行が著しく妨げられるおそれがある情報

ア 監査、検査、取締り、試験又は市税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関の当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 実施機関の職員の人事管理に関する事務で、公正かつ円滑な人事管理に支障を及ぼすおそれ

エ 実施機関内部若しくは実施機関相互又は国等の間における審議、検討又は協議等の意思決定過程における個人情報で開示請求を認めることにより、意思決定の公正さが損なわれるおそれ

(7) 前各号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて不開示の必要があると認める情報

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報とそれ以外の情報とが記録されている場合に、不開示情報に該当する情報とそれ以外の情報とを合理的かつ容易に区分することができるときは、前項の規定にかかわらず、不開示情報に該当する部分を除いた部分を開示しなければならない。

(個人情報の存否に関する情報)

第 12 条の 3 実施機関は、開示請求に係る個人情報が存在しているかどうかを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該個人情報の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができる。

○那覇市個人情報保護条例施行規則

(法定代理人等)

第 10 条の 2 条例第 12 条第 2 項の規則で定める者は、次に掲げる者をいう。

- (1) 任意後見人
- (2) その他本人が障害、疾病等により開示請求が困難であると認められる場合で、本人と特別な関係があると認められる者